

# 寄附金募集要項

## 【募集期間】

随時受け付けております。

## 【募集対象者】

個人の皆様ならびに法人・団体の皆様

## 【寄附の口数】

個人：一口当たり 1,000 円以上

法人・団体：一口当たり 10,000 円以上

## 【現物寄附】

不動産のご寄附についても承ります。

ご寄附いただいたものについては、有効に活用させていただきます。

## 【資金の用途】

教育活動の全般。用途を「教育施設や備品の整備」「スポーツの振興」「文化芸術の振興」などに指定できます。

## 【寄附の流れ】

1. 「寄附申込書」フォームにご記入の上お申込みお願いいたします。

- ・ [個人様用](#)
- ・ [法人様用](#)
- ・ [任意団体様用](#)

2. 寄付金の送金 所定の銀行口座へお振り込みください。

※三井住友銀行は、学校の窓口でお渡ししている振込用紙でのみお振込み頂くことが可能です。

1. インターネットバンキング・・・みずほダイレクト・三菱 UFJ ダイレクト
2. ATM・・・みずほ銀行 ATM・三菱 UFJ 銀行 ATM、セブン銀行 ATM（三菱 UFJ 銀行）

1・2の場合のお振り込み口座は以下の通りです。

昭和学院短期大学
みずほ銀行 市川支店（普通）2671934 三菱 UFJ 銀行 市川八幡支店（普通）0060451
昭和学院中学校・高等学校
みずほ銀行 市川支店（普通）2671926 三菱 UFJ 銀行 市川八幡支店（普通）0060464
昭和学院秀英中学校・高等学校
みずほ銀行 市川支店（普通）2669131 三菱 UFJ 銀行 市川八幡支店（普通）0050995
昭和学院幼稚園・小学校
みずほ銀行 市川支店（普通）2671918 三菱 UFJ 銀行 市川八幡支店（普通）0060477

※こちらに記載のある方法にてお振込み頂く場合、基本的に手数料はかかりません。

### 3.領収書の発行

入金を確認後、「領収書」「税額控除に係る証明書（写）」「特定公益増進法人証明書（写）」を郵送させていただきます。

#### 【銘板の掲載】

10万円以上のご寄附をいただいた方については、そのご厚意に感謝し、ご芳名を銘板に掲載の上、伊藤記念ホール又は校舎内に、未永く保存・顕彰させていただきます。

#### 【ご送付・お問い合わせ先】

〒272-0823 千葉県市川市東菅野 2-17-1

学校法人 昭和学院事務室

TEL 047-323-4171

FAX 047-326-5310

# 税制上の優遇措置

## 個人の場合

### 【所得税の控除】

寄附金の控除には、「税額控除」と「所得控除」の2種類があり、確定申告でどちらかの所得税控除を受けることができます。

■税額控除 寄附金額－2,000円)×40%

所得税から控除されます。年間総所得金額等の40%を限度とします。 所得税額の25%を限度とします。

■所得控除 寄附金額－2,000円

課税所得から控除されます。年間総所得金額等の40%を限度とします。

### 【個人住民税（県民税・市区町村民税）の控除】

本学院への寄附金を寄附金税額控除の対象として条例で指定している都道府県・市区町村にお住まいの方は、個人住民税の税額控除を受けることができます。

■個人住民税控除額 (寄附金額－2,000円)×控除率

都道府県が条例で指定した寄附金の場合4%

市区町村が条例で指定した寄附金の場合6%

## 法人の場合

法人からの寄附金につきましては、日本私立学校振興・共済事業団を通じることにより、寄附金の全額を損金に算入することができる「受配者指定寄附金」措置があります。詳細は、[日本私立学校振興・共済事業団のホームページ](#)をご覧ください。